

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱

制 定 平成 22 年 1 月 13 日 健高施第 2404 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 10 月 1 日 健介事第 672 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備並びに高齢者施設等の防災・減災対策を図ることにより、高齢者の安定した生活環境を確保するため、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、この要綱に定めるほか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）、民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱（令和 3 年 3 月 1 日健監第 297 号。以下「契約指導要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領、既存の特別養護老人ホーム等ユニット化改修支援事業費補助金実施要領及び介護職員の宿舍施設整備事業費補助金実施要領の規定による。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）小規模多機能型居宅介護事業 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 19 項に規定するサービスをいう。
- （2）認知症対応型共同生活介護事業 同条第 20 項に規定するサービスをいう。
- （3）看護小規模多機能型居宅介護事業 同条第 23 項及び同法施行規則第 17 条の 12 に規定するサービスをいう。
- （4）通所介護事業 同条第 7 項に規定するサービスをいう。
- （5）地域密着型通所介護事業 同条第 17 項に規定するサービスをいう。
- （6）認知症対応型通所介護事業 同条第 18 項に規定するサービスをいう。
- （7）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 同条第 15 項に規定するサービスをいう。
- （8）夜間対応型訪問介護事業 同条第 16 項に規定するサービスをいう。
- （9）空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業は、別表の第 1 欄に定める補助対象事業のとおりとする。

2 補助対象事業所は、別表の第 2 欄に定める補助対象事業所のとおりとする。

3 補助対象事業者は、別表の第 3 欄に定める補助対象事業者のとおりとする。

4 補助対象経費は、別表の第 5 欄に定める補助対象経費のとおりとする。

(補助金交付額)

第4条 補助金交付額は、別表の第5欄に定める補助対象経費の額と別表の第4欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の申請にあたっては、補助金規則第5条第1項の規定により、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「交付申請書」という。)を提出するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定する。

(交付の条件)

第6条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者は、入札参加有資格者(契約指導要綱第14条第1項)又は入札参加者(同条第3項)の決定にあたり、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されていない事業者を選定するときは、入札参加有資格候補者又は入札参加候補者から必要な書類等を徴収し、補助金規則第24条に定める市内事業者への該当性その他市長が必要と認めた事項について確認すること。

(2) 補助事業者は、別表の第1欄に定める補助対象事業のうち、地域密着型サービス施設等の整備については、原則スプリンクラー設備を設置すること。

(3) 補助事業者は、賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(4) 補助事業者は、別表の第1欄に定める補助対象事業のうち、地域密着型サービス施設等の整備については、補助事業の達成後すみやかに当該事業の介護保険事業者として指定を受けること。

(5) 補助事業者は、介護保険事業者としての指定以後(既存の事業所の改修等を行う事業にあつては補助事業完了以後)において、当該事業の良好な運営を継続的に展開すること。

2 別表の第3欄に定める補助対象事業者において、土地所有者等が対象である場合には、前項第4号から第5号の規定中「補助事業者」を「補助事業者から補助対象事業所を借り受けた運営法人の事業者」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、補助事業者は、運営法人の事業者が第1項第4号から第5号までの内容を遵守していることを確認するものとする。

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、補助金規則第8条の規定により、補助事業者に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)(以下「交付決定通知書」という。)を交付する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(工事等の着手及び完了)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る工事に着手したときは、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る着工届出書(第3号様式)をすみやかに提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る工事が完了したときは、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る工事完了届出書(第4号様式)をすみやかに提出するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助事業の内容について変更し又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る変更等申請書(第5号様式)を提出するものとする。

(1) 補助事業の目的及び内容

(2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合又は完了しない場合の補助事業の完了の予定期日

(3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項に係る変更については、補助金規則第7条第1号の規定により市長の定める軽微な変更として、変更等申請書の提出を要しない。

(1) 前項第1号に掲げるもの 補助対象事業所の機能を著しく変更しない程度のもの

(2) 前項第3号に掲げるもの 交付を受けようとする補助金等の額の20%以下の減額変更

3 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る変更等決定通知書(第6号様式)を交付する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金規則第14条第1項の規定により、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る実績報告書(第7号様式)

(以下「実績報告書」という。)を提出するものとする。なお、補助金規則同項第3号に規定されている補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、交付申請書に添付したものと同一である場合には省略できるものとする。また、補助金規則同項第5号に規定されている市内事業者であることを証する書類又はその写しについては、同項第4号の規定による見積書の写し等の提出により当該事項が証されている場合は、省略できるものとする。

(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、補助金規則第15条の規定により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金額確定通知書(第8号様式)を交付する。

(補助金交付の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金規則第 18 条第 1 項の規定により、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付請求書（第 9 号様式）を提出するものとする。

(補助金の支出及び支出報告)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けたときは、すみやかに工事請負業者等に支払い、市長に対し、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金支出報告書（第 10 号様式）をすみやかに提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条第 1 項各号に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。
- (2) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 介護保険事業者として指定を受けられる見込みがなくなったとき。また、指定を受けた後においては、介護保険事業者でなくなったとき。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

2 別表の第 3 欄に定める補助対象事業者において、土地所有者等が対象である場合には、前項第 3 号の規定中「介護保険事業者として指定を受けられる見込みがなくなったとき。また、指定を受けた後においては、介護保険事業者でなくなったとき。」を「当該事業に係る運営法人が介護保険事業者として指定を受けられる見込みがなくなったとき。また、指定を受けた後においては、介護保険事業者でなくなったとき。」と読み替えるものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）第 8 条の規定に基づき、次項から第 4 項までに掲げる排除措置を講じる。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しない。

- (1) 補助事業者が暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

3 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、必要に応じ補助事業者が第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

5 前項の確認のため、補助事業者は、市長に対し、交付申請書を提出するのにあわせて、横浜市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づく役員等氏名一覧表（第 11 号様式）を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助金規則第 25 条ただし書の規定により市長が定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでの間とする。

3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあっては、それに類似する財産の処分制限期間とする。

4 補助事業者は、前二項の期間を経過するまでは、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

5 補助事業者が、第 2 項及び第 3 項の期間を経過する前に承認を受けて、財産を処分することにより収入があったときは、市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市へ納付させることができる。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第 12 号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の管理保管)

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第 17 条に定める財産処分の制限期間に準じる。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(委 任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 13 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日限りでその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行時に横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱第4条の規定に定める審査を経て、平成22年度設置予定計画として審査結果通知書により事業所設置の内諾を得た補助事業者についての補助上限額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年12月31日限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成26年12月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月6日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象事業所 下記のうち、市長が認めたもの	3 補助対象事業者 下記のうち、市長が認めた者	4 補助上限額 (2026年4月～)	5 補助対象経費	6 補助率
(1) 地域密着型サービス施設等の整備					
ア 地域密着型サービス施設等の整備	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業者 ^{※2} 土地所有者等 ^{※3}	44,700千円	工事請負費 (門・柵・塀などの外構工事に要する費用を除く)	10/10
イ 介護施設等の合築・併設 ^{※1}			46,935千円		10/10
ウ 空き家を活用した整備			11,900千円		10/10
(2) 看取り環境の整備	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業者 ^{※2}	4,670千円	改修については工事請負費。設備については修繕料、使用料及び賃借料または備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)。	10/10
(3) 共生型サービス事業所の整備	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所	事業者 ^{※2}	1,390千円		10/10
(4) 介護職員の宿舎施設の整備	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	事業者 ^{※2} 土地所有者等 ^{※3}	市長が予算の範囲内で必要と認める額 ※4	工事請負費 ※5	1/3
(5) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	既存の下記事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	事業者 ^{※2}	8,330千円	工事請負費	10/10
(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	事業者 ^{※2}	市長が予算の範囲内で必要と認める額	工事請負費	3/4
(7) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所	事業者 ^{※2}	市長が予算の範囲内で必要と認める額	工事請負費	3/4
(8) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	事業者 ^{※2}	市長が予算の範囲内で必要と認める額 ※6	工事請負費	10/10

※1 神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱の別表1 1(1)の事業対象施設と合築・併設

※2 補助対象事業所の運営法人であり、補助対象事業を実施する事業者
地域密着型サービス施設等の整備については、その必要性の判断にあたり、横浜市社会福祉法人施設審査会の意見を踏まえるものとする。

※3 運営法人に有償で貸し付ける目的で補助対象事業所を整備する土地の所有者、
または同事業所の整備を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利を有する者

※4 配分基準は、介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡。
基準面積33㎡は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。

※5 適当と認められる購入費等を含む

※6 施設延べ床面積(市長が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で市長が必要と認めた額

（元号） 年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・代表者の職氏名〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付申請書

（元号） 年度の横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱を遵守します。

補助の区分：

事業の種類：

事業所の名称：

設置場所：

横浜市 区

日常生活圏域：

1 補助事業の内容、事業遂行計画

第1号様式別紙1（事業概要）のとおり

2 補助金の経費配分及び使用方法

第1号様式別紙2（補助事業経費配分等計画書兼補助金申請額調）のとおり

3 補助金申請額及びその算出基礎

円

第1号様式別紙2（補助事業経費配分計画書兼補助金申請額調）及び添付の工事請負契約書等のとおり

4 補助金の支払方法及びその理由

5 添付資料

- （1）直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）※個人の場合は、直近の所得税の確定申告書の写し等
- （2）補助事業に関する収支予算書又はこれに代わる書類
- （3）工事請負契約書又は見積書等補助対象経費の総額が分かる資料
- （4）工事工程表（工種別に表したもの 様式自由）
- （5）補助事業に関する設計図面の一式
- （6）土地又は建物を取得して事業を行う場合は、売買契約書等の契約書及び不動産登記簿
- （7）土地又は建物を賃貸して事業を行う場合は、賃貸借契約書等の契約書
- （8）設置予定地までの案内図（設置予定地を中心とした「1:10,000」程度の縮尺図）
- （9）個人・法人の印鑑証明
- （10）その他、市長が必要と判断した書類

ただし、市長が認めた場合は、上記書類の一部について省略可能とする。

6 暴排条例に基づく照会の同意

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、役員が暴力団員でないことを確認するため、第11号様式に記載された情報を、神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

7 担当者

担当者名

送付先

電話番号

メール

事業概要

1 整備(予定)法人(申請者が個人の場合は、氏名、住所及び連絡先のみ記載)

フリガナ					代表者	職名				
法人名						氏名				
設立年月	既設	(元号)	年	月	設立	新設	(元号)	年	月	設立予定
法人所在地	(〒 -) 住所:									
電話	- -				FAX	- -				

2 事業所

運営法人名					事業所名称					
事業の種類										
設置場所	横浜市 区									
	日常生活圏域:									
定員	(看護)小規模多機能	登録定員:	人	/	通い定員:	人	/	宿泊定員:	人	
	認知症高齢者GH	定員:	人	(ユニット1	人	/	ユニット2	人)		
	()		人	(ユニット3	人)					
併設施設										

3 土地・建物の状況

土地	土地面積	m ² 容積率/建ぺい率 % / %				
	用途地域					
建物	建物面積	m ²	構造	造	階建て	階部分
	延床面積	建物全体	m ²	(うち、当該事業所部分	m ²)	

4 利用に係る権利関係

土地	☐	自己所有	
	☐	借地	契約期間(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
	☐	なし	
建物	☐	自己所有	
	☐	借家	契約期間(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

5 抵当権設定の有無

土地	☐	あり	抵当権者()
	☐	なし	
建物	☐	あり	抵当権者()
	☐	なし	

添付の不動産登記簿のとおり

6 補助事業の完了の予定期日

(1) 補助事業工事等開始・終了予定日

工事着工(予定)	(元号) 年 月 日	(工事以外の場合は、補助事業開始(予定)日)
工事完了(予定)	(元号) 年 月 日	(工事以外の場合は、補助事業完了(予定)日)

(2) 補助事業工事計画・予定

添付の工事工程表のとおり

7 介護保険事業者指定(予定)日 (元号) 年 月 日

8 障害福祉事業者指定(予定)日 (元号) 年 月 日

(共生型サービス事業所整備を申請する場合のみ)

補助事業資金計画書兼補助金申請額調

1 補助事業の経費配分

事業費内訳	総事業費		千円			
	補助対象経費		千円			
財源内訳	自己資金		千円	補助金		千円
	借入金		千円	その他の収入		千円

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

※ 記入にあたっての注意事項

- 総事業費の欄には、事業所建設等に要した費用の総額を記入してください。例えば、小規模多機能型居宅介護事業所とサービス付き高齢者住宅の併設の場合、その全体の建設に要した費用を記入してください。
- 補助対象経費の欄には、総事業費のうち、別表に定める補助対象経費に要する金額を記入してください。
- 財源内訳は、補助事業（小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備）を行うに当たっての資金の内訳を記載してください。
- その他の収入予定額の欄には、補助事業のためになされた寄付金（ただし、社会福祉法人等営利を目的としない法人に対してなされた寄付金は含めない）又は出資金がある場合に記入してください。

2 補助金申請額調べ

事業種別：

区 分		金 額		備 考
A	補助上限額		千円	
B	補助対象経費		千円	
C	差引額 (a - b)		千円	
(内訳)	a	総事業費	千円	
	b	寄付金その他の収入予定額	千円	

補助金申請額 (A～Cを比較し最も少ない額に 補助率を乗じて得た額)		千円	
--	--	----	--

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

- 総事業費の欄には、事業所建設等に要した費用の総額を記入してください。
- 補助対象経費の欄には、総事業費のうち、別表に定める補助対象経費に要する金額を記入してください。
- 寄付金その他の収入予定額の欄には、補助事業のためになされた寄付金（ただし、社会福祉法人等営利を目的としない法人に対してなされた寄付金は含めない）又は出資金がある場合に記入してください。
- 補助金申請額には、①補助上限額、②補助対象経費、③総事業費から寄付金その他の収入予定額を引いた額をそれぞれ比較し、このうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額を記入してください。

収支予算書

(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日 (開設予定日から1か年)

1 収支

収入	内容		単価 (円)	数量	年間収入予想	備考 (数量根拠等)
	介護保険収入				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	保険外収入				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	合計				0	

支出	内容		単価 (円)	数量	年間費用予想	備考 (数量根拠等)
	人件費				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	事務所経費等				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	合計				0	

2 収支見通し

年間収入予想	—	年間支出見積	=	年間収支見通し
0		0		0

3 月別状況一覧

開所年	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	合計	月平均
開所月	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 		
利用者見込数	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	0	0
職員見込数	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	 	0	0

第 号
年 月 日

氏名 様
〔 法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市長

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日に申請のありました、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付を決定する補助金の額については、実績報告書（第7号様式）の提出後に補助金額確定通知書（第8号様式）をもって確定します。

1 交付決定の内容

（1）補助の区分

（2）事業の種類

（3）事業の概要

事業所の名称： _____

事業所の所在地： 横浜市 _____ 区 _____

事業所の運営法人名： _____

（4）交付予定金額

_____ 円

（5）交付の時期及び方法

2 交付の条件

- （1）補助事業等を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、横浜市補助金等の交付に関する規則（以下、「補助金規則」という。）第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第10条第2項に定めるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、補助金規則第7条第2号に基づき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助金規則第7条第3号に基づき、ただちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業者は、交付要綱第 6 条第 1 項各号所定の条件を順守しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (7) 補助事業者が次のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。
 - ア 補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に違反したとき
 - イ 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - ウ その目的に反し、補助金を他の用途に使用したとき
 - エ 交付要綱第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき
 - オ 交付要綱第 16 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき
 - カ その他法令、条例、規則、又は交付要綱その他の要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (8) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (9) 補助事業者は、この補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力しなければならない。
- (10) 補助事業者は、交付要綱の定めに従わなければならない。

3 留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第 12 号様式）により報告をすること。

この報告があった場合、当該仕入控除税額を納付させることがある。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存期間は、交付要綱第 17 条に定める財産処分の制限期間に準じる。

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る着工届出書

標記について、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、関係書類を添付して報告します。

1 事業の概要

事業所の名称：

事業の種類：

設 置 場 所：横浜市 区

事業所の運営法人名：

2 法人・個人概要

法人名（氏名）：

所在地（住所）：

連絡先：

3 着工年月日

（元号） 年 月 日

4 添付資料

現況写真

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る変更等申請書

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助事業の内容等について、次のとおり（☐変更
☐中止 ☐廃止）したいので、申請します。

1 事業の概要

事業所の名称：

事業の種類：

設 置 場 所：横浜市 区

事業所の運営法人名：

2 個人・法人概要

法人名（氏名）：

所在地（住所）：

3 （☐変更 ☐中止 ☐廃止）の内容及び理由

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る工事完了届出書

標記について、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、関係書類を添付して報告します。

1 事業の概要

事業所の名称：

事業の種類：

設 置 場 所：横浜市 区

事業所の運営法人名：

2 法人・個人概要

法人名（氏名）：

所在地（住所）：

連絡先：

3 工事完了年月日

（元号） 年 月 日

4 添付資料

現況写真

第 号
年 月 日

氏名 様
〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市長

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る変更等決定通知書

（元号） 年 月 日に申請のありました（☐変更 ☐中止 ☐廃止）申請書について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業所の名称

2 補助の区分

3 事業の種類

4 事業所設置予定地

横浜市 区

5 事業所の運営法人名

6 決定の内容

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る実績報告書

（元号） 年 月 日 健介事 第 号 で交付決定された横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る補助事業の実績について、次のとおり報告します。

1 事業所の名称

2 補助の区分

3 事業の種類

4 事業所所在地

横浜市 区

5 事業所の運営法人名

6 補助対象経費、補助金申請額等

補助金申請額 千円

算出根拠等は別紙のとおり

7 添付資料

- （1）実績報告書作成時に徴収できている、補助対象経費についてのすべての契約書（内訳書含む）、請求書及び領収書の写し
- （2）補助事業完了時点における直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）※個人の場合は、所得税の確定申告書の写し等。
ただし、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付申請書（第1号様式）に添付したものと同一である場合を除く）
- （3）建築基準法第7条第5項による検査済証の写し（完了検査を要さないものであれば、竣工写真）
又はこれに代わる書類
- （4）消防法施行規則第31条の3による消防用設備等検査済証の写し ※検査の必要がない場合は、添付不要。

※ ただし、市長が認めた場合は、上記書類の一部について省略可能とする。

第7号様式別紙

事業種別：

区分		金額		備考
A	補助上限額		千円	
B	補助対象経費		千円	
C	差引額 (a - b)		千円	
(内訳)	a	総事業費	千円	
	b	寄付金その他の収入予定額	千円	

	補助金申請額 (A～Cを比較し最も少ない額に 補助率を乗じて得た額)		千円	
--	--	--	----	--

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

各欄に記入すべき額について

- ・ 補助上限額及び補助率

区 分	補助上限額	補助率
①小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備	44,700千円	10/10
※特定の施設と合築・併設を行う場合	46,935千円	
※空家を活用した整備	11,900千円	
②看取り環境の整備	4,670千円	10/10
③共生型サービス事業所の整備	1,390千円	10/10
④防災改修等支援事業	8,330千円	10/10
⑤高齢者施設等の給水設備整備事業	市長が必要と認める額	3/4
⑥高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	市長が必要と認める額	3/4
⑦高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	市長が必要と認める額	10/10

- ・ 総事業費の欄には、事業所建設等に要した費用の総額を記入してください。
- ・ 補助対象経費の欄には、総事業費のうち、別表に定める補助対象経費に要する金額を記入してください。
- ・ 寄付金その他の収入予定額の欄には、補助事業のためになされた寄付金（ただし、社会福祉法人等営利を目的としない法人に対してなされた寄付金は含めない）又は出資金がある場合に記入してください。
- ・ 補助金申請額には、①補助上限額、②補助対象経費、③総事業費から寄付金その他の収入予定額を引いた額をそれぞれ比較し、このうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額を記入してください。

(A4)

第 号
年 月 日

氏名 様
〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市長

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金額確定通知書

（元号） 年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

1 事業所の名称

2 補助の区分

3 事業の種類

4 事業所設置予定地

横浜市 区 _____

5 事業所の運営法人名

6 補助金交付確定額

_____ 円

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金支出報告書

（元号） 年 月 日 第 号により、交付額を確定した横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金について、次のとおり支出したことを、関係書類を添えて報告します。

1 事業の概要

事業所の名称：

事業の種類：

設 置 場 所：横浜市 区

事業所の運営法人名：

2 法人・個人概要

法人名（氏名）：

所在地（住所）：

連絡先：

3 支出先及び支出額

（1）支出先

（2）支出額

総事業費： _____ 円

補助対象経費： _____ 円（うち補助金交付額： _____ 円）

4 添付資料

補助対象経費についてのすべての請求書及び領収書の写し（ただし、横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る実績報告書（第 7 号様式）を提出した際に添付したものを除く）

(元号) 年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名 〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付請求書

(元号) 年 月 日 第 号により、交付額を確定した横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金について、次のとおり請求します。

事 業 所 名			
事 業 の 種 類			
補 助 金 請 求 額	¥ , , . -		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

横浜市暴力団排除条例第8条の規定に基づく役員等氏名一覧表

(申請者)

住 所

氏 名

法人の場合は、名称・代表者の職氏名

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、横浜市に補助金を申請するにあたって、下記に記載のある法人の代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役員等氏名一覧							
役 職	フリガナ (※2)	氏 名 (※3)	生 年 月 日				性別 (男(m)・女(f))
			元号	年	月	日	
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)
							(〒 -)

※1 この項目は、必要に応じて適宜追加してください。

※2 フリガナは半角カタカナで入力してください。

※3 姓名間は半角スペースを入れてください。

※4 住所欄の数字は、半角数字で入力してください。

【横浜市暴力団排除条例第8条】（抜粋）
（給付金の交付等における暴力団排除）
市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付金を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

【備考】
当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む）について、必要事項を記入してください。

（元号） 年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・代表者の職氏名〕

横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る

消費税等仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

事業所の名称 : _____

事業の種類 : _____

1 補助金の額の確定額 金 _____ 円

2 消費税等の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 _____ 円

添付資料

消費税等の確定申告書（控）の写し

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

その他市長が必要と認める書類